

豚流行性下痢の営農技術対策

平成26年4月4日
北海道農政部

豚流行性下痢の注意項目

- 1 農場にウイルスを侵入させないようにするため、車輛、人間の消毒を徹底する。
- 2 豚舎に入る際は専用の作業衣、長靴を着用する。
- 3 導入豚は一定期間隔離し、異常がないことを確認してから移動する。
- 4 異常が見られた場合は、獣医師または家畜保健衛生所に連絡する。

昨年10月以降、国内において豚流行性下痢（PED）が発生し、4月1日現在、17県239農場で発生が確認されている。

このウイルスの伝播力は強く、排せつ物を通して農場内に広がりやすいため、細心の注意が必要である。

今回の発生の中では、これまでのところ道内において、本病を疑う発生事例はみられていない。

1 豚流行性下痢（PED：Porcine Epidemic Diarrhea）とは

豚流行性下痢は、食欲不振と水様性下痢を症状とする豚の急性伝染病である。

すべての日齢の豚が罹患するが、特に若齢豚で症状が重症化しやすく、子豚が感染した場合、死亡率は高くなる。

本病は人に感染はしない。

家畜伝染病予防法で、都道府県への届け出義務のある「届出伝染病」に指定されている。

道内では平成10年以降発生がない。

動物衛生研究所ホームページ(<http://www.naro.affrc.go.jp/niah/disease/ped/>)参照

2 予防と対策

豚流行性下痢の伝播は、感染豚の糞便を介した経口感染が主であり、ウイルスは豚の移動、人間の出入り、糞便に汚染された器具などによって伝播するので、ウイルスの伝播を防ぐ衛生管理が重要である。

なお、予防法としてワクチン接種もある。

日常的な健康状態の観察を徹底し、病気の早期発見にも努めることも大切である。

(1) 農場にウイルスを侵入させない

農場への車輛、人間、豚の出入りの管理を徹底する。

農場に出入りする車輛は消毒する。特に、と場等を走行する豚運搬車輛は荷台の消毒を徹底す

る。

外来者は原則として立ち入りを禁止するが、やむを得ない場合は、専用の衣類と長靴を着用してから入場する。また、入退場の際は、手指の消毒を行う。

導入豚は、豚舎から離れた場所に検疫豚舎を設置し、健康状態を観察して異常がないことを確認してから移動する。

(2) 繁殖分娩舎へウイルスを侵入させない

豚流行性下痢は子豚に大きな被害をもたらすことから、繁殖分娩舎へのウイルスの侵入防止を図るため、分娩舎では専用の作業衣と長靴を使用するとともに、一方向による作業を励行する。

3 日常の管理をしっかり行い、異常が見られた場合は、直ちに獣医師又は家畜保健衛生所に連絡する。

【参考1：今回の発生状況（平成26年4月1日現在）】

17県239農場で185,672頭（死亡：39,149頭）

発生県（発生順）

（ 沖縄県、茨城県、鹿児島県、宮崎県、熊本県、愛知県、青森県、高知県、岡山県
佐賀県、大分県、鳥取県、福岡県、長崎県、埼玉県、千葉県、三重県 ）

【参考2：国内における発生状況（平成8年以降）】

- ・平成9年： 185 頭
- ・平成10年： 2,693 頭
- ・平成11年： 812 頭
- ・平成13年： 2,218 頭
- ・平成18年： 3 頭